

# 平成30年度 大東市教育委員会

## 3月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成31年3月25日（月） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- |        |        |
|--------|--------|
| ・ 教育長  | 亀岡 治義  |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗  |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄  |
| ・ 教育委員 | 齊藤 めぐみ |

4. 出席説明員（15名）

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長兼学校管理課長  | 森田 修司 |
| ・ 学校教育部指導監                   | 岡本 功  |
| ・ 生涯学習部長                     | 南田 隆司 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長           | 田川 愛実 |
| ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長      | 伊藤 晴人 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長               | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長               | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長               | 田口 誠  |
| ・ 学校教育部教育政策室課長               | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長       | 渡邊 良  |
| ・ 生涯学習部スポーツ振興課長              | 中村 正則 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事               | 黒田 淳  |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事               | 吉田 浩樹 |
| ・ 学校教育部教育策室上席主査              | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 0名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 8 号  
平成 3 1 年度大東市教育委員会事務局職員人事について
- 日 程 第 3 教委議案第 9 号  
大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 教委議案第 1 0 号  
大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 5 教委議案第 1 1 号  
平成 3 1 年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 6 教委議案第 1 2 号  
大東市指定文化財の指定について
- 日 程 第 7 教委議案第 1 3 号  
平成 3 1 年度大東市社会教育委員の委嘱について
- 日 程 第 8 教委議案第 1 4 号  
平成 3 0・3 1 年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日 程 第 9 教委議案第 1 5 号  
大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 1 0 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第8号

平成31年度大東市教育委員会事務局職員人事について

平成31年度大東市教育委員会事務局職員人事について次のとおり定める。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

平成31年度大東市教育委員会事務局の人事異動について、「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1号に該当するため、教育委員会の議決を求める。

※人事案件につき非公開

教委議案第9号

大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則について次のとおり制定する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うため。

## 大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則

平成31年3月26日

教委規則第3号

大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則（平成25年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則

第1条中「大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会（以下「審査委員会」を「大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「評価委員会」に改める。

第2条第1項中「審査委員会」を「評価委員会」に改め、同項第3号中「審査」の次に「および調査審議（以下「審査等」という。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「審査委員会」を「評価委員会」に改める。

第3条第1項から第3項までの規定中「審査委員会」を「評価委員会」に改める。

第4条中「審査委員会」を「評価委員会」に、「審査」を「審査等」に改める。

第5条中「審査委員会」を「評価委員会」に、「審査」を「審査等」に改める。

第6条中「審査委員会」を「評価委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則新旧対照表

新	旧
<p>○<u>大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則</u> 平成25年1月21日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第15条第4項の規定に基づき、<u>大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会</u>(以下「<u>評価委員会</u>」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>評価委員会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、または委嘱する。</p> <p>(1) 教育長</p> <p>(2) 政策推進部長</p> <p>(3) <u>審査および調査審議</u>(以下「<u>審査等</u>」という。)の対象となる公の施設を所管する部等の長</p> <p>(4) 専門的知識を有する者その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 <u>評価委員会</u>の委員の任期は、1年以内で教育委員会が定める期間とする。</p> <p>3 <u>評価委員会</u>に委員長を置き、教育長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、<u>評価委員会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>○<u>大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則</u> 平成25年1月21日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第15条第4項の規定に基づき、<u>大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会</u>(以下「<u>審査委員会</u>」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>審査委員会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、または委嘱する。</p> <p>(1) 教育長</p> <p>(2) 政策推進部長</p> <p>(3) 審査の対象となる公の施設を所管する部等の長</p> <p>(4) 専門的知識を有する者その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 <u>審査委員会</u>の委員の任期は、1年以内で教育委員会が定める期間とする。</p> <p>3 <u>審査委員会</u>に委員長を置き、教育長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、<u>審査委員会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>

(会議)

第3条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 評価委員会は、審査等を行うために必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または評価委員会への出席を求めその説明もしくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、審査等の対象となる公の施設を所管する課等において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

(会議)

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審査委員会は、審査を行うために必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または審査委員会への出席を求めその説明もしくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、審査の対象となる公の施設を所管する課等において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

教委議案第10号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うため。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

平成31年3月26日

教委規則第4号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部」を「市民生活部」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>別表</u>の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>別表</u>の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条 (略)</p>

## 別表（第2条関係）

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
児童生徒に係る転入学申請の受付および転入学通知の作成交付に関する事	市民生活部に属する職員
市立幼稚園の幼児の定員および入退園に関する事	福祉・子ども部に属する職員
市立幼稚園の入園金および保育料に関する事	
市立幼稚園の園児の検診および予防に関する事	
市立幼稚園の園児の災害共済給付に関する事	
市立幼稚園医、市立幼稚園歯科医および市立幼稚園薬剤師に関する事	
学校保健会との連絡調整に関する事（他課分掌のものを除く。）	
市立幼稚園の施設に関する事	
認定こども園に関する事	

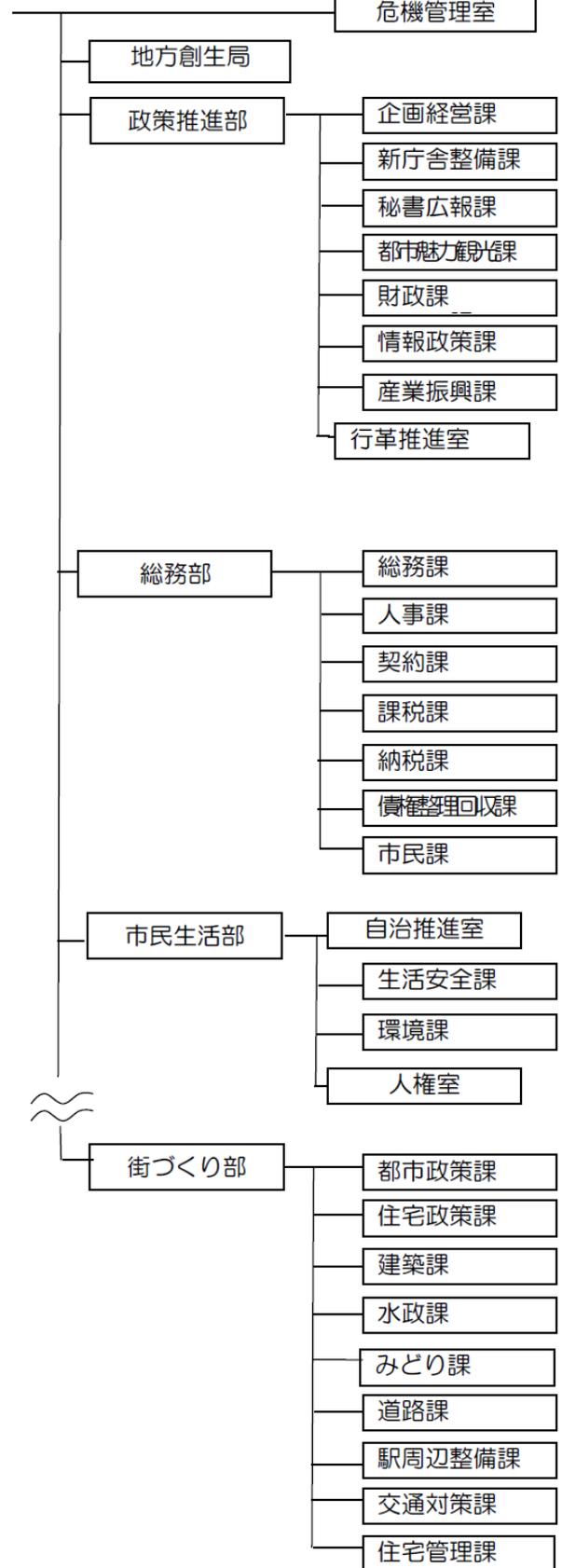
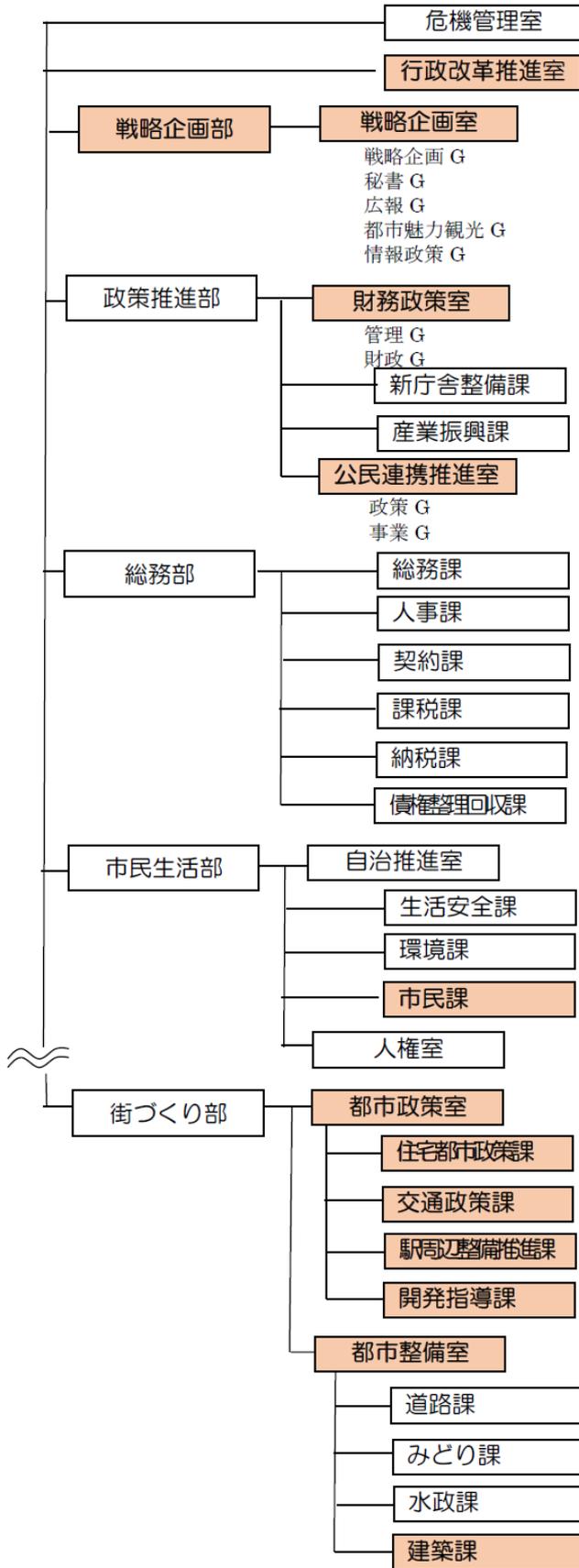
## 別表（第2条関係）

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
児童生徒に係る転入学申請の受付および転入学通知の作成交付に関する事	総務部に属する職員
市立幼稚園の幼児の定員および入退園に関する事	福祉・子ども部に属する職員
市立幼稚園の入園金および保育料に関する事	
市立幼稚園の園児の検診および予防に関する事	
市立幼稚園の園児の災害共済給付に関する事	
市立幼稚園医、市立幼稚園歯科医および市立幼稚園薬剤師に関する事	
学校保健会との連絡調整に関する事（他課分掌のものを除く。）	
市立幼稚園の施設に関する事	
認定こども園に関する事	

H31 組織機構図（新）

(※変更箇所のみ抜粋)

H30 組織機構図（旧）



教委議案第 1 1 号

平成 3 1 年度大東市公立学校園に対する指示事項について

平成 3 1 年度大東市公立学校園に対する指示事項を次のとおり定める。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日提出

大東市教育委員会

教育長 亀 岡 治 義

理 由

平成 3 1 年度の大東市公立学校園に対する指示事項を設定し、学校教育の活性化と充実を図るため。

# 平成31年度 大東市公立学校園に対する指示事項

## 《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」  
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり

## 《だいとう教育ビジョン2019》

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」  
—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

### 大東のめざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって自ら学び続けようとする子ども

大東市教育委員会

# 平成31年度 学校教育の重点

## 「豊かな学びのための学校力の向上」

平成30年度は、大阪府において大阪北部を震源とする地震や台風21号など大規模な自然災害が発生し、市教育委員会事務局や学校園における危機管理体制の在り方が問われた年度でした。

また、本市立学校で生じた転落死亡事故は、「子どもたちが元気に登校し、元気に安全にご家庭にお帰ししなくてはならない」ことを第一に教育活動を行わなければならない学校での事案として極めて重大なことであり、子どもの安心安全の確保が教育の根幹であると改めて認識しました。

平成29年3月に公示された新学習指導要領はすでに移行措置期間に入っています。円滑な全面実施に向けては、子ども一人ひとりの確かな学力を育むための授業改善の推進や、学校が社会と共有・連携したカリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施することが求められています。

市教育委員会・学校園では、10年前に策定された『大東市教育ビジョン』の「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」を基本理念とし、「学び合う」授業・保育づくりを柱として研究・実践を積み重ねてきました。それらの成果や課題を踏まえて策定された『だいとう教育ビジョン2019』を活用し、全教職員がビジョンの具現化に向けて、取組みの一層の充実に努める必要があります。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成するべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、不断の努力が学校教育を担う私たちに求められています。そのためには、市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが肝要です。

とりわけ、授業改善については、「主体的・対話的で深い学び」の視点で「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、さまざまな研修を通じて切磋琢磨することにより、教員としての専門性を高め、学びの質を高めていくことが期待されています。

学校教育が長年積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、今、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、教職員自らが『教育は人なり』の矜持と使命感を持って資質・能力の向上に努めながら、教育活動を展開していかなくてはなりません。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示します。

## 1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

### 【重点指示事項】

#### (1) 組織的な学校園運営の推進

##### ① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校園全体として組織的な取組みを推進すること。また、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより一層確保する観点から、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進する等、校園長のマネジメントによる組織体制の確立を図ること。

##### ② 開かれた学校園づくりの推進

各学校園においては、教育活動その他の学校運営について自律的・継続的に改善を行うために、学校評価を実施する等、P D C Aサイクルに基づいた学校経営の推進に努めること。また、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かす等、学校運営体制の整備・充実に努めること。

併せて、「大東学び合いネット」のW e b ページ等を活用し、学校園の方針や取組みを積極的に発信するなど、家庭や地域と連携した教育活動の展開に工夫すること。

#### (2) 教職員の資質の向上

##### ① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

学習指導・生徒指導・学級経営等が適切に行うことができない教員については、児童・生徒の学習を保障していくためにも、校長・教頭からの指導や同僚からの助言、学校体制としての支援、校内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

##### ② 計画的な人材育成の推進

校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なO J Tの推進に努めること。とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導するとともに（「初任者等育成プログラム」平成 26 年 4 月 大阪府教育委員会）、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成及び管理職候補者の養成に努めること。

#### (3) 教職員のサービスの徹底

##### ① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、飲酒運転や個人情報等の紛失等の不祥事の未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（平成 22 年 9 月 大阪府教育委員会）や「大阪府教育委員会サービス指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、報道された事案を活用する等日常的な注意喚起や校内研修等の充実に努めること。

## ② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂 大阪府教育委員会）等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

## ③ 職場におけるハラスメントの防止

「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」、「パワー・ハラスメント」のない快適な働きやすい職場環境づくりを進めるため、「学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」（平成29年3月改訂 大東市教育委員会）、「学校（園）におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」（平成26年4月大東市教育委員会）、「学校（園）における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」（平成29年8月 大東市教育委員会）、の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。

## ④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高めていける環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

教員が心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるよう、労働安全衛生の観点からも勤務時間の把握に努め、長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進すること。

- （・全校一斉退庁日の設定 ・部活動休養日の設定 ・学校閉庁日の設定
- ・公簿の電子化 ・部活動指導員等外部人材の活用等）

## 2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「長欠・不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

### 【重点指示事項】

#### (1) 心の教育・人間関係づくり

##### ① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ること。また、児童・生徒が

道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うこと。その際、問題解決的な学習や体験的な学習等を通して、様々な場面で適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てること。また、適切な評価の研究に努め、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

## ② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」（平成25年3月）等に基づき、幼児・児童・生徒がこれまで学んできた内容や現在の状況等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとする。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的、計画的に進めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

## ③ キャリア教育の推進

児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようキャリア教育の充実を図ること。

小中連携による9年間を見通したキャリア教育に係る全体計画のもと、児童・生徒が、自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進すること。また、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。

### （進路指導）

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者へは評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路情報や資料を適切に活用し、学校における進路ガイダンス機能の一層の充実を図ること。進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障害のある生徒の卒業後の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。

## ④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、一層相互理解に努めること。小学校においては、「スタートカリキュラム～学びの

芽生えから自覚的な学びへ〜」(平成31年3月改訂 大東市教育委員会)の有効な活用に努めること。

## ⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を核として、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに読書環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとして、学校図書館の有効活用に一層努め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する等、主体的な学習活動を支援すること。また、学校、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域における読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

## (2) 安心して学べる学校園づくり

### ① 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、正しい子ども理解を基盤として、すべての児童・生徒に対して規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質や行動力を高める指導や支援に努めること。そのために、児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した生徒指導体制のもとで、組織的に対応することが重要である。また、学級経営や教科指導での指導の一貫性を図るとともに、成長を促す指導を推進し、事案が生じにくい環境整備を図る。さらに、小中連携による情報交換や取組みの交流に努めること。

問題行動等が生じた場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」(平成30年4月)の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、毅然とした生徒指導を行い、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、状況に応じて警察等関係機関との連携による対応や市の事業等を活用し、専門家や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

(「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」(平成30年4月))

### ② いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」および「大東市いじめ防止基本方針」(平成30年4月改訂)を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また重大事態に至る恐れがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、市教委と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであること、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのおかげ(文部科学省)」であることを教職員が共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず組織で情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。

教育活動全体において、いじめを起こさない集団づくりやエンパワメントの推進に努めるとともに、早期発見のため、日常より全教職員がアンテナを高くし、子ども理解に努めること。市が実施するアンケート調査に加え、各校独自のアンケート調査や、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用等、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

近年増加傾向にあるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、情報モラル教育の一層の推進に努めるとともに、保護者への啓発活動も合わせて行い、トラブル発生時には、必要に応じて、市教委との連携により対応すること。

### ③ 不登校への対応および取組みの推進

すべての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

長欠・不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図り、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員や適応指導教室（ボイス）等、関係機関と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築すること。また、中学校入学段階での小中連携を積極的に進めること。

### ④ 児童虐待の防止に向けて

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、研修等も実施して早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童・生徒に係る情報提供については、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、すみやかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、児童・生徒のささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすること。

### ⑤ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校の危機管理の目的は、児童生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに常時見直しをすること。

(ア) 地震等自然災害を想定した避難訓練の充実を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」（平成31年3月改訂）を踏まえて、災害発生時の危機管理に努め、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を充実すること。大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。

(イ) 「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月文部科学省）においてとりまとめられている学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組み等を参考に、各学校においては、それぞれの学校の実情に応じ、「大東市 学校事故対応指針」（平成31年4月）も参考にしながら、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うこと。『児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提である』ことを全教職員で共有し、安全教育の充実及び安全点検の実施（安全管理の徹底）について、各校の「学校安全計画」（学校保健安全法第27条）に基づいて取組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。（「学校施設における事故防止の留意点について」（平成

21年3月 文部科学省)

(ウ) 地域や通学路での安全確保については、「登下校防犯プラン」(平成30年6月関係閣僚会議)の趣旨を踏まえ「子ども安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアや警察等関係機関との連携の下、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

### 3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいたう教育ビジョン2019」策定年次(2021年次までの取組み)にあたり、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させるとともに、学校園が核となり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の基盤となる生活・学習習慣の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

#### 【重点指示事項】

##### (1) 自ら学び、学び合う力の育成

###### ① 学習指導要領の確実な実施

新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うこと。また、新学習指導要領全面実施に向けた移行措置の趣旨・内容等を十分理解するとともに、確実に実施すること。

教育課程の編成は、学習指導要領に即して、適正に行い、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的に組み立てる等、カリキュラム・マネジメントの実現を図ること。

###### ② 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」を活用した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。そして、全ての学習の基盤となる「言語能力」の育成にあたっては、府教育委員会提供学習教材「ことばのちから」等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に不断に取り組むこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「付けるべき力」を明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等により、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、学力向上担当者を中心としてPDCAサイクルを踏まえた具体的・効果的な取組みに確実につなげること。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対しては、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすい周知の工夫を図り、積極的な発信に努めること。

###### ③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」や「学校支援事業」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学習の手引き」等の作成(「ホームワークガイド2016フォーマット」平成28年3月参照)と周知、質的充実等家庭学習の在り方をさらに研究し、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

#### ④ 英語教育の充実

義務教育終了段階で、簡単な情報や考えなどについて、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすため、中学校区での交流や効果的な研修に努めること。小学校では、英語教材『DREAM』を活用し、英語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を充実させ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。中学年においては、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「話すこと」「聞くこと」を通して、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養い、高学年においては、「読むこと」「書くこと」を加え、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。また、中学校においては英語の4技能をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ!～Daito English Trial～』を有効に活用し、中学校卒業段階で英検3級程度の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

#### ⑤ 小中「連携から一貫」へ

小・中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせた授業づくり、学習規律の確立、生徒指導体制の充実をより一層推進すること。「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」における成果及び実践事例を参考にしながら、各中学校区においても、これまでの特色ある小中連携の取組みをさらに深化させ、豊かな心の育成と学力の向上をめざした取組みのさらなる充実を図ること。

### (2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

#### ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものにとらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また教育的ニーズを把握し、基礎的環境整備や合理的配慮について適切に対応するとともに校内で共有を図り、通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進するとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

#### ② ユニバーサルデザインによる学校園づくり

発達障害等支援を必要とする児童・生徒が通常の学級にも多数在籍する中、ユニバーサルデザインによる授業づくり、集団づくり、学習環境づくりに積極的に取り組む等、全校的な支援体制のもと、支援教育コーディネーターを核として、組織的に教育活動を展開するよう努めること。

### (3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止には万全を期すること。また、「新体力テスト」等を活用し、児童・生徒の体力の状況を把握して、体育の授業改善に努めるとともに、学校全体で体力づくりや体育的行事、運動部活動等の体育活動を活性化する取組みを推進すること。部活動については「大東市中学校に係る運動部活動の方針」（平成30年12月）に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。なお、文化部もこれに準ずる。

熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

教委議案第12号

大東市指定文化財の指定について

大東市文化財保護条例第36条第1項の規定により、別紙のとおり大東市指定史跡として指定する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治義

理 由

平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡は、本市にとって重要な文化財であり、保存、継承および活用するべきものであるため。

指定番号	第 1 9 号
分野	市史跡
種 別	記念物（史跡）
名 称	平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡 （ヒラノヤシンデンカイショ センゴククラアト・ドウググラアト・ フナツキバアト）
面 積	4 7 6 . 0 7 m <sup>2</sup>
時 代	江戸時代
所在地	大東市平野屋 1 丁目 3 1 5 番 2
所有者	大東市

## 指定調書

名 称 平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡  
(ヒラノヤシンデンカイショ センゴクグラアト・ドウググラアト・フナツキバアト)

面 積 476.07㎡

時 代 江戸時代

所在地 大東市平野屋1丁目315番2

所有者 大東市

宝永元年（1704）に行われた大和川付け替え工事後、大東市域では深野池跡の新田開発が行われ、今日につながる大東市の地形が形成された。深野池跡の開発は、当初は東本願寺の大坂難波御堂（現真宗大谷派難波別院、南御堂）が堂舎維持に充てるための祠堂田として請け負ったが、池の北部と南部については大坂の商人であった河内屋源七に開発権が譲渡され、河内屋北新田・河内屋南新田が開発された。また、宝永5年の検地で深野新田は深野北・深野・深野南に区分された。ところが、難波御堂と河内屋が開発経費の高騰などにより経営難となったため、享保6年（1721）の再検地時までは、これら新田の所有者は、河内屋北・深野北・深野新田が鴻池又右衛門、深野南・河内屋南新田が平野屋又右衛門となり、すべて商人の所有となった。その後、深野南・河内屋南新田の所有は、延享2年（1745）助松屋忠兵衛に移り、次いで享和3年（1803）天王寺屋八重（後に天王寺屋源助）に、そして文政7年（1824）に最後の所有者である銭屋（高松）長左衛門の手に渡った。

平野屋新田会所は、深野南・河内屋南新田の管理・運営のために設けられた施設で、所有者の代理人である支配人が置かれ、年貢の集積や住民の管理、武家への接待等に使われた。屋敷地は東西約120m、南北約60mを測り、主屋棟・座敷棟・表長屋門・裏長屋門・屋敷蔵・千石蔵（米蔵）・道具蔵の建物があり、東側には庭園と大坂久太郎町の坐摩神社から勧請された坐摩神社が立地していた。また、西側には銭屋川に面する船着場があり、残り三方は濠で囲まれていたと言われている。

平野屋新田会所の建物は宅地開発のため平成20年に取り壊されたが、その後実施された確認調査の結果を踏まえ、平成22年に屋敷地の一部を大東市が公有化した。今回史跡として指定するのは、屋敷地北西部に立地し、千石蔵・道具蔵の基礎と船着場の階段の遺構が残る公有地部分である。

千石蔵は、屋敷地北西隅に位置し、東西方向桁行11間（約22m）、南北方向梁間3間（約6m）の東西棟の建物で、かつて銭屋川の対岸から見えた外観は平野屋新田会所屋敷の象徴と言われた。内部は布基礎で3室に仕切られ、各室には南面する出入り口が設けてあり、出入り口前面には角石を用いた斜路が造り付けられていた。基礎は石積み部分に花崗岩間知石、布石に凝灰岩が使用されていた。

道具蔵は銭屋川を背にして位置し、千石蔵と直角に接する南北方向桁行6間(約11.5m)、東西方向梁間2間(約4m)の南北棟の建物であった。内部は壁で仕切られて南北2室の構造となっており、各室には東面する半間幅の出入り口が設けられていた。基礎は布石1段、間知石1段、間知石の下には長さ60cm、高さ25cm程度の切石を根石として使用していた。北室には10数基の踏車が収納されていたが、解体時に大東市教育委員会が回収し、現在は歴史民俗資料館で保管している。

船着場跡は道具蔵跡の南西隅に接し、角石を用いた13段の階段が、銭屋川護岸工事の影響も少なく、現在も地下で良好に遺存している。

以上のように、平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡は、往時の平野屋新田会所を偲ばせる貴重な遺跡であり、確認調査によって会所建物の基礎構造が明らかとなった稀有な遺構であることから、市の史跡として指定を行うものである。なお、当該地周辺には、かつて平野屋新田会所屋敷地に立地し、現在は地域の氏神として信仰されている坐摩神社や、新田の原風景とも言える灌漑用の水路や樋門などが残っている。また、平野屋新田会所に関する貴重な記録である「平野屋新田会所文書」(大東市指定有形文化財)や、会所の備品であった道具類や生活雑器、建物の棟札なども残されており、今後はこれらの物件も合わせて、深野池新田開発関連文化財群として保存と活用を図っていきたい。

# 平野屋新田会所跡全体図



史跡指定部分



土蔵②(米蔵)

土蔵③(道具蔵)

船着場

周濠

裏長屋門

土蔵①(屋敷蔵)

坐摩神社

土間

半屋建

流れ跡

庭園

池

築山

井戸②

井戸①

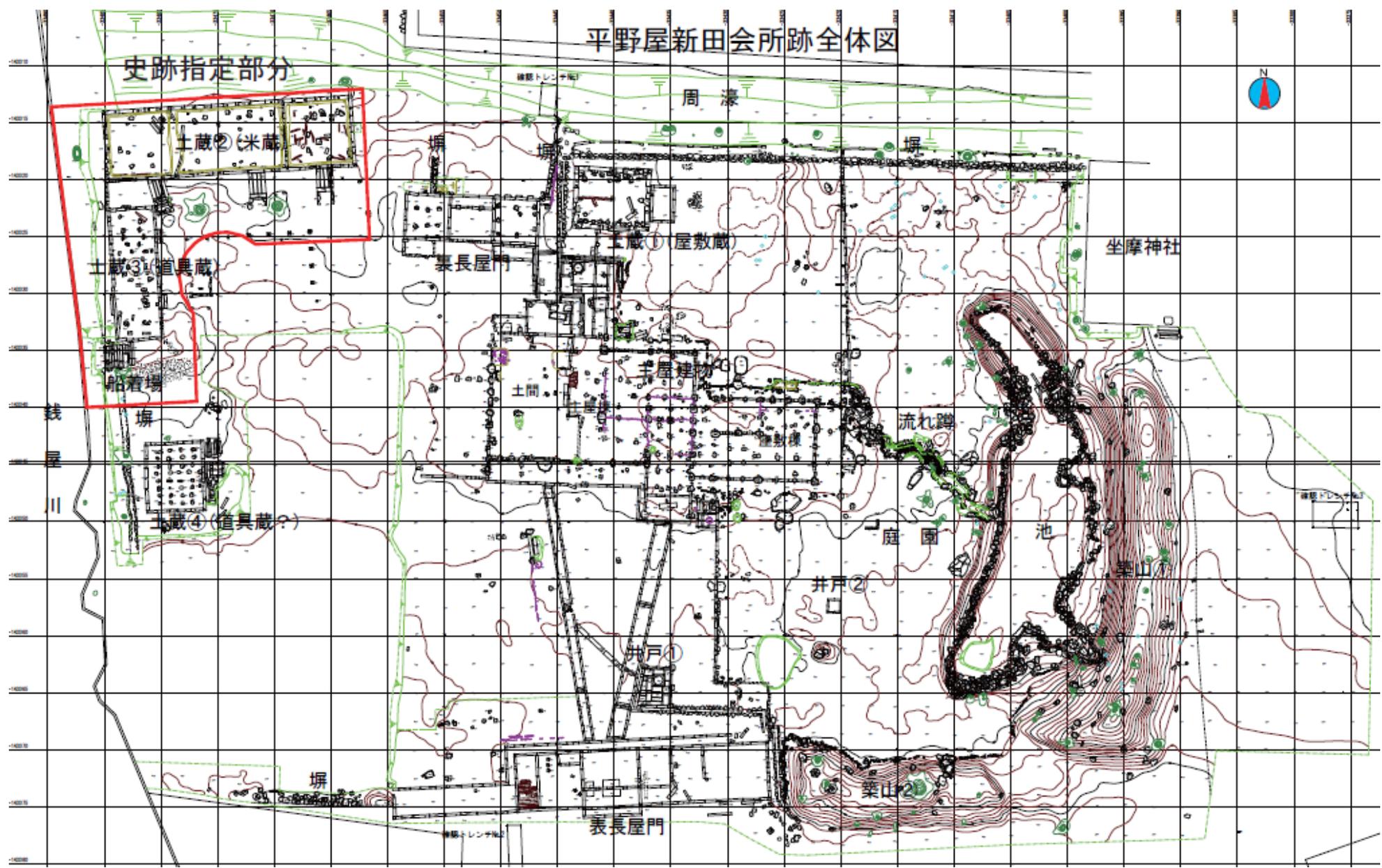
土蔵④(道具蔵?)

塀

表長屋門

築山②

鉄  
川





平野屋新田会所跡公有地 現況(東側出入口付近)



平野屋新田会所 千石蔵跡 現況



平野屋新田会所 道具蔵跡 現況



平野屋新田会所 船着場跡(平成23年調査時)

## 参考 大東市指定文化財一覧

指定	分野	種別	種別2	番号	名称	員数	所有者	所在地 (管理者)	指定 年月日	備 考
市	市有形	美術工芸品	考古	1	弥生式大型短頸壺形土器	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	S58.7.19	
市	市有形	建造物	工作物	2	石造 九重層塔	1	慈眼寺	大東市野崎	S58.7.19	九層に復元 H17.12
市	市有形	美術工芸品	彫刻	3	石造 地藏菩薩立像 (延徳銘地藏)	1	龍間自治会	大東市龍間 龍光寺	S58.7.19	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	4	石造 地藏菩薩立像 (永禄銘地藏)	1	御領自治会	大東市御領 1-3-10 西福寺	S58.7.19	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	5	一石二段六地藏板碑	1	龍間自治会	大東市龍間	S58.7.19	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	6	一石十三仏板碑	1	龍間自治会	大東市龍間 称迎寺	S58.7.19	
市	市有形	建造物	建築物	7	諸福天満宮本殿	1	諸福天満宮	大東市諸福	S58.7.19	寛永20年 墨書木札
市	市有形	美術工芸品	考古	8	北新町遺跡出土戸口装置	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H3.4.1	
市	市有形	美術工芸品	考古	9	北新町遺跡出土東大寺刻印平瓦	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H22.3.26	
市	市有形	美術工芸品	考古	10	北新町遺跡出土翡翠製勾玉	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H22.3.26	
市	市有形	美術工芸品	考古	11	北新町遺跡出土花枝双鳥文鏡	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H22.3.26	
市	市史跡	記念物	史跡	12	堂山古墳群	1	大東市	大東市寺川	H24.3.14	
市	市有形	美術工芸品	考古	13	北新町遺跡出土人面墨書土器	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H26.3.26	
市	市有民	有形民俗文化財	民俗	14	龍間の石工道具	一式	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H27.3.24	
市	市有形	美術工芸品	絵画	15	正覺寺 絹本着色阿弥陀如来絵像	1	正覺寺	大東市三箇 正覺寺	H28.2.17	
市	市有形	美術工芸品	絵画	16	専応寺 絹本着色阿弥陀如来絵像	1	専応寺	大東市野崎 専応寺	H28.2.17	
市	市有形	美術工芸品	書籍等	17	平野屋新田会所文書	677	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H28.10.18	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	18	慈眼寺 十一面観音立像	1	慈眼寺	大東市野崎	H30.1.23	

教委議案第13号

平成31年度大東市社会教育委員の委嘱について

平成31年度大東市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市社会教育委員の任期が平成31年3月31日満了するにつき、社会教育法第15条および大東市社会教育委員に関する条例に基づき、別紙候補者名簿に記載する者を社会教育委員として委嘱するため。

平成31年度 大東市社会教育委員名簿

(50音順)

所属団体	氏名	ふりがな	備考
大東市こども会育成連絡協議会	石井 薫	いしい かおる	留任
四條畷学園短期大学	工藤 真由美	くどう まゆみ	留任
一般社団法人 大東青年会議所	作見 剛	さくみ ごう	新任
大阪産業大学	塩見 剛一	しおみ こういち	新任
大東市体育協会	大東 豊	だいとう みのる	留任
大東市スポーツ推進委員会	友行 美由紀	ともゆき みゆき	留任
大東市文化協会	中納 田鶴子	なかの たづこ	新任
大東市公立中学校長会			新任

任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

教委議案第14号

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員を追加して委嘱するため。

## 平成30・31年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

	氏 名	年 齢	住 所	継 続 (年 数)
1	いじま あや 飯島 理	47	泉町	新規

任期：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（平成30年度・31年度任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

## スポーツ基本法 （抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
  - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

教委議案第15号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立深野中学校運動場の夜間開放事業において、硬式野球の練習使用を認めるに当たり、所要の改正を行うため。

# 大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則

平成31年 3月26日

教委規則第5号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成29年教委規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夜間開放事業」という。）を「夜間開放事業」という。）の実施」に改める。

第2条第1項中「大東市立深野中学校」の次に「(以下「学校」という。）」を加える。

第4条第1項中「小・中学校」を「学校」に改める。

第10条第1項第1号中「喫煙や火気の使用」を「喫煙、火気の使用および飲酒」に改め、同項第2号中「物品および特別な設備」を「設備および物品（以下「設備等」という。）」に改め、同項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「音など」を「音を発する等」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同項第3号中「施設および設備その他備品等」を「学校の施設および設備等」に、「。または、これを」を「ならびにこれらを」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 運動場の使用後は清掃する等積極的に美化活動を行い、午後9時までに使用者の全員が校内から退去すること。

第10条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 校内に持ち込んだ設備等およびごみ類を持ち帰り、物品庫等を放置しないこと。

第10条第2項中「施設および設備その他備品等」を「学校の施設および設備等」に改める。

第11条を第17条とし、第10条の次に次の6条を加える。

(使用の特例等)

第11条 第3条第2項（第4号の規定を除く。）の規定にかかわらず、大東市立四条中学校にあっては軟式野球、大東市立深野中学校にあっては軟式野球および硬式野球について、練習に限り、夜間開放事業による運動場の使用をすることができる。

2 前項の規定により、軟式野球または硬式野球の練習のため夜間開放事業による運動場

の使用をする使用者は、前条第1項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項（第4号に掲げる事項にあつては、硬式野球の練習のため使用する場合に限り。）を順守しなければならない。

- (1) ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。
- (2) 木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。
- (3) 監督者または責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。
- (4) 当該年度における初めての使用日までに、前条第1項各号および第1号から前号までに掲げる事項を順守する旨の誓約書（別記様式）を委員会に提出すること。

（原状回復等）

第12条 委員会は、使用者の故意または重大な過失により、学校の施設および設備等を破損、汚損または滅失させたときは、使用者の責任をもって原状回復または損害の賠償を行わせるとする。

2 前項に規定する場合において、使用者が損害賠償の義務を果たさないときおよび使用者の責任によらない理由により学校の施設および設備等を破損、汚損または滅失させたときは、委員会が原状回復または費用弁償を行うものとする。

（第三者に対する損害）

第13条 委員会は、使用者が第三者に損害を与えたときは、双方の調整を図るものとし、使用者は損害を賠償の上、責任をもって当該事案の解決を図るものとする。

（苦情処理）

第14条 委員会は、夜間開放事業に係る苦情があつたときは、当該苦情に対する窓口となつて対応するものとする。

（使用の制限）

第15条 委員会は、第11条第1項の規定により軟式野球または硬式野球の練習での夜間開放事業による運動場の使用を認められた使用者が、第10条第1項各号および第11条第2項第1号から第3号に掲げる事項に反して学校を使用したことが判明した場合は、半年以下の期限を定めて、次の各号に掲げる当該使用者が行つた手続等に対し、当該各号に定める取扱いを行うことができる。

- (1) 第4条第1項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請であつて、第5条第1項の規定による使用の許可がされていないもの 不許可
- (2) 第4条第3項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請の予約で

あつて、同条第4項の規定による使用の許可の申請が行われていないもの 無効

(3) 第5条第1項の規定により行った夜間開放事業による運動場の使用の許可であつて、未だ使用日が到来していないもの 取消し

(学校の責務)

第16条 学校は、夜間開放事業を円滑に実施できる環境を整えるほか、夜間開放事業の実施に関する責任は、負わないものとする。

付則の次に次の様式を加える。

別記様式（第11条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

（あて先）大東市教育委員会

私は、大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定による夜間開放事業について、硬式野球の夜間練習使用で、大東市立深野中学校の運動場を使用するに当たり、下記の事項を順守することを誓約します。

誓約した事項に違反した場合は、違反が判明した日から最大半年間、夜間開放事業による大東市立住道中学校、大東市立四条中学校および大東市立深野中学校の運動場の使用を禁止されること、および予約済み分は全て取り消されることについて、異議はありません。

### 記

- 1 ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。
- 2 木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。
- 3 監督者または責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。
- 4 大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則第10条第1項各号に掲げる事項

団体名

代表者

㊞

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に夜間開放事業による運動場の使用をする場合であって、この規則の公布の日以後に当該使用に係る許可を受けたものについて適用する。

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則 平成29年 教委規則第14号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の規定により施行するもののうち、夜間照明設備を用いて中学校の運動場を市民に開放する事業（以下「夜間開放事業」という。）の<u>実施</u>について、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(実施場所および期間)</p> <p>第2条 夜間開放事業を実施する場所は、大東市立住道中学校、大東市立四条中学校および大東市立深野中学校（以下「学校」という。）の運動場とする。</p> <p>2 夜間開放事業を実施する期間等は、1月7日から12月26日までの間における午後7時から午後9時までの時間帯とし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、当該期間内において夜間開放事業を実施しない日を設けることができる。</p> <p>(対象等)</p> <p>第3条 夜間開放事業の対象となる者は、おおむね本市に在住、在勤または在学する者で構成され、第10条に規定する使用者の遵守すべき事項について、責任をもって遂行できる者が代表者である団体とする。</p> <p>2 夜間開放事業の対象となる団体が行うことができる種目は、次のとおり</p>	<p>○大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則 平成29年 教委規則第14号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の規定により施行するもののうち、夜間照明設備を用いて中学校の運動場を市民に開放する事業（以下「夜間開放事業」という。）について、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(実施場所および期間)</p> <p>第2条 夜間開放事業を実施する場所は、大東市立住道中学校、大東市立四条中学校および大東市立深野中学校の運動場とする。</p> <p>2 夜間開放事業を実施する期間等は、1月7日から12月26日までの間における午後7時から午後9時までの時間帯とし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、当該期間内において夜間開放事業を実施しない日を設けることができる。</p> <p>(対象等)</p> <p>第3条 夜間開放事業の対象となる者は、おおむね本市に在住、在勤または在学する者で構成され、第10条に規定する使用者の遵守すべき事項について、責任をもって遂行できる者が代表者である団体とする。</p> <p>2 夜間開放事業の対象となる団体が行うことができる種目は次のとおりと</p>

とする。

- (1) サッカー
- (2) ラグビー
- (3) ソフトボール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目  
(使用の申請)

第4条 条例第2条の規定により夜間開放事業による学校の運動場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ当該学校長の承認を経て、条例施行規則様式第1号に規定する学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

2 前項の申請は、使用日の属する月の前月の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から6日を経過する日までの間において、夜間開放事業による運動場の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、予約の申込み期間を変更することができる。

4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の規定による使用の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第

する。

- (1) サッカー
- (2) ラグビー
- (3) ソフトボール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目  
(使用の申請)

第4条 条例第2条の規定により夜間開放事業による小・中学校の運動場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ当該学校長の承認を経て、条例施行規則様式第1号に規定する学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

2 前項の申請は、使用日の属する月の前月の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から6日を経過する日までの間において、夜間開放事業による運動場の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、予約の申込み期間を変更することができる。

4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の規定による使用の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第

1項の規定による申請が行われていないときは、委員会の窓口において同項の規定による申請その他の手続をすることができる。

(使用の許可)

第5条 委員会は、前条第1項または第5項の申請があった場合は、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、条例施行規則様式第2号に規定する学校施設使用許可書を当該申請した者に交付するとともに、その旨を条例施行規則様式第3号に規定する施設使用許可通知書により学校長に通知するものとする。

2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由について当該申請をした者に提示しなければならない。

(使用の制限)

第6条 夜間開放事業による同一運動場の使用は、原則として1団体につき1週間当たり1回とする。ただし、第4条第5項に規定する申請の場合は、この限りでない。

(使用日等の変更および使用の取消し)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、夜間開放事業による運動場の使用日等を変更しようとするときは、当該使用の許可を取り消し、改めて使用の許可を得なければならない。

2 使用者は、夜間開放事業による運動場の使用の申請を取り消そうとするときは、委員会に口頭その他の方法で届け出なければならない。

(使用の手続)

第8条 使用者は、条例別表第2に規定する夜間照明設備に係る使用料の納付と引き換えに夜間照明設備を稼働させるために用いるコインまたは利用者番号を受け取るものとする。

2 前項のコインまたは利用者番号を受け取った者は、これらにより夜間照明設備を稼働させるものとする。

1項の規定による申請が行われていないときは、委員会の窓口において同項の規定による申請その他の手続をすることができる。

(使用の許可)

第5条 委員会は、前条第1項または第5項の申請があった場合は、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、条例施行規則様式第2号に規定する学校施設使用許可書を当該申請した者に交付するとともに、その旨を条例施行規則様式第3号に規定する施設使用許可通知書により学校長に通知するものとする。

2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由について当該申請をした者に提示しなければならない。

(使用の制限)

第6条 夜間開放事業による同一運動場の使用は、原則として1団体につき1週間当たり1回とする。ただし、第4条第5項に規定する申請の場合は、この限りでない。

(使用日等の変更および使用の取消し)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、夜間開放事業による運動場の使用日等を変更しようとするときは、当該使用の許可を取り消し、改めて使用の許可を得なければならない。

2 使用者は、夜間開放事業による運動場の使用の申請を取り消そうとするときは、委員会に口頭その他の方法で届け出なければならない。

(使用の手続)

第8条 使用者は、条例別表第2に規定する夜間照明設備に係る使用料の納付と引き換えに夜間照明設備を稼働させるために用いるコインまたは利用者番号を受け取るものとする。

2 前項のコインまたは利用者番号を受け取った者は、これらにより夜間照明設備を稼働させるものとする。

3 委員会は、第1項の使用料を収納したときは、第5条で交付した学校施設使用許可書に領収印を押印するものとする。

(使用料の還付等)

第9条 夜間照明設備に係る使用料については、還付および減免は行わない。

2 夜間照明設備を使用しなかった者は、以後において夜間開放事業による運動場の使用を許可されたときに、前条第1項のコインまたは利用者番号を使用することができる。

(使用者の順守事項等)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 校内で喫煙、火気の使用および飲酒をしないこと。
- (2) 校内に危険性を伴う設備および物品（以下「設備等」という。）を持ち込まないこと。
- (3) 校内に持ち込んだ設備等およびごみ類を持ち帰り、物品庫等を放置しないこと。
- (4) 使用目的以外の学校の施設および設備等を使用しないことならびにこれらを持ち出し、および傷つけないこと。
- (5) 運動場の使用後は清掃する等積極的に美化活動を行い、午後9時までに使用者の全員が校内から退去すること。
- (6) 車両（自動二輪、原動機付自転車および自転車を含む。）は、指定された区域に整理して駐車し、指定された区域以外に入れないこと。
- (7) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (8) 大きな音を発する等周辺住民に迷惑のかかることは慎むこと。
- (9) 雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は使用しないこと。
- (10) 許可なく物品の販売、金品の寄付募集行為をしないこと。

3 委員会は、第1項の使用料を収納したときは、第5条で交付した学校施設使用許可書に領収印を押印するものとする。

(使用料の還付等)

第9条 夜間照明設備に係る使用料については、還付および減免は行わない。

2 夜間照明設備を使用しなかった者は、以後において夜間開放事業による運動場の使用を許可されたときに、前条第1項のコインまたは利用者番号を使用することができる。

(使用者の順守事項等)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 校内で喫煙や火気の使用をしないこと。
- (2) 校内に危険性を伴う物品および特別な設備を持ち込まないこと。
- (3) 使用目的以外の施設および設備その他備品等を使用しないこと。または、これを持ち出し、および傷つけないこと。
- (4) 車両（自動二輪、原動機付自転車および自転車を含む。）は、指定された区域に整理して駐車し、指定された区域以外に入れないこと。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (6) 大きな音など周辺住民に迷惑のかかることは慎むこと。
- (7) 雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は使用しないこと。
- (8) 許可なく物品の販売、金品の寄付募集行為をしないこと。

(11) 係員および委員会の指示に従うこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。

2 使用者は、学校の施設および設備等を破損、汚損または滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

(使用の特例等)

第11条 第3条第2項（第4号の規定を除く。）の規定にかかわらず、大東市立四条中学校にあっては軟式野球、大東市立深野中学校にあっては軟式野球および硬式野球について、練習に限り、夜間開放事業による運動場の使用をすることができる。

2 前項の規定により、軟式野球または硬式野球の練習のため夜間開放事業による運動場の使用をする使用者は、前条第1項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項（第4号に掲げる事項にあっては、硬式野球の練習のため使用する場合に限る。）を順守しなければならない。

(1) ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。

(2) 木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。

(3) 監督者または責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。

(4) 当該年度における初めての使用日までに、前条第1項各号および第1号から前号までに掲げる事項を順守する旨の誓約書（別記様式）を委員会に提出すること。

(原状回復等)

第12条 委員会は、使用者の故意または重大な過失により、学校の施設および設備等を破損、汚損または滅失させたときは、使用者の責任をもって原状回復または損害の賠償を行わせるとする。

2 前項に規定する場合において、使用者が損害賠償の義務を果たさないと

(9) 係員および委員会の指示に従うこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。

2 使用者は、施設および設備その他備品等を破損、汚損または滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

きおよび使用者の責任によらない理由により学校の施設および設備等を破損、汚損または滅失させたときは、委員会が原状回復または費用弁償を行うものとする。

(第三者に対する損害)

第13条 委員会は、使用者が第三者に損害を与えたときは、双方の調整を図るものとし、使用者は損害を賠償の上、責任をもって当該事案の解決を図るものとする。

(苦情処理)

第14条 委員会は、夜間開放事業に係る苦情があったときは、当該苦情に対する窓口となって対応するものとする。

(使用の制限)

第15条 委員会は、第11条第1項の規定により軟式野球または硬式野球の練習での夜間開放事業による運動場の使用を認められた使用者が、第10条第1項各号および第11条第2項第1号から第3号に掲げる事項に反して学校を使用したことが判明した場合は、半年以下の期限を定めて、次の各号に掲げる当該使用者が行った手続等に対し、当該各号に定める取扱いを行うことができる。

(1) 第4条第1項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請であって、第5条第1項の規定による使用の許可がされていないもの 不許可

(2) 第4条第3項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請の予約であって、同条第4項の規定による使用の許可の申請が行われていないもの 無効

(3) 第5条第1項の規定により行った夜間開放事業による運動場の使用の許可であって、未だ使用日が到来していないもの 取消し

(学校の責務)

第16条 学校は、夜間開放事業を円滑に実施できる環境を整えるほか、夜間開放事業の実施に関する責任は、負わないものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、夜間開放事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、夜間開放事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 8. 一般業務報告

1. 大東市教育委員会事務局における標準職務遂行能力を定める要綱の一部を改正する要綱について
2. 大東市教育連絡会設置要綱等の一部を改正する要綱について
3. 本市小中学校における携帯電話の取扱いについて
4. 大東市立本市体育館における優先使用の基準等に関する要綱について

## 9. 会議録

亀岡教育長

それでは、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第8号「平成31年度大東市教育委員会事務局職員人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員の挙手をお願いします。

【挙手全員】

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第9号「大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第9号「大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会規則の一部を改正する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則の改正は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、次ページにございます、新旧対照表をご覧ください。

このうち主な改正点につきましては、「大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会」の名称を、「大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会」に改称し、これに合わせて文中の「審査委員会」につきましても「評価委員会」と改正しております。

これは、指定管理者の管理につきまして、従来の、法律や条例に基づいた指定管理者からの事業報告書の提出のみならず、新たに選定委員会による外部評価等を導入することなどにより、公の施設の効率的・効果的な管理運営を実現し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的とするも

のです。

本改正規則は、平成31年4月1日から施行となります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第10号「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第10号「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則の改正は大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

具体的には、次ページにございます、新旧対照表をご覧ください。

教育委員会の権限に属する事務のうち、別表の上段にあります、児童生徒に係る転入学申請の受付等に係る事務につきましては、現在、総務部、つまり総務部市民課において補助執行させているところですが、別紙にございますように、先般、条例改正に伴う本市組織機構の改編により、平成31年度より、市民課が、総務部から市民生活部の配下となり、分掌事務が移管となりましたことから、これに合わせて当該補助執行事務を市民生活部において行わせるものとするため規則の改正を行うものでございます。

本改正規則は、平成31年4月1日から施行となります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第11号「平成31年度大東市公立学校園に対する指示事項について」の提案理由の説明をお願いします。

宮田課長

教委議案第11号「平成31年度大東市公立学校園に対する指示事項」についてご説明いたします。

大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取り組み等を盛り込んで、平成31年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

主な内容についてご説明いたします。前文をご覧ください。

平成31年度の学校教育の重点としては、昨年度に引き続き、「豊かな学びのための学校力の向上」としております。

平成30年度は、大阪北部地震、台風21号など大規模な自然災害が発生し、市教育委員会事務局や学校園における危機管理体制の在り方が問われた年でした。また、本市立学校で生じた転落死亡事故は、「子どもたちが元気に登校し、元気に安全にご家庭にお返ししなくてはならない」ことを第一に教育活動を行わなければならない学校での事案として、極めて重大なことであり、子どもの安心安全の確保が教育の根幹であると改めて認識しました。

新学習指導要領はすでに移行期に入り、円滑な全面実施に向けて、授業改善の推進やカリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施することが求められています。また、10年前に策定された「大東市教育ビジョン」の成果や課題を踏まえて、「だいたい教育ビジョン2019」を活用し、全教職員がビジョンの具現化に向けて、取り組みの一層の充実に努める必要があります。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に学校力を高め、知・徳・体の調和の取れた力を育成すべく、全ての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取り組みを推進することが肝要です。

とりわけ、授業改善については、「主体的・対話的で深い学び」の視点で「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、学びの質を高めていくことが期待されます。

さらに、学校教育が積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、「教育は人なり」の矜持と使命感を持って、教育活動を展開していくことが必要です。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれの「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示しています。

具体的な内容については、平成30年度と同じく3つの柱立てで構成しており、主な変更点についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

「1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上」において、【重点指示事項】の「(1) 組織的な学校園運営の推進」として、「①校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営」で、校園長のマネジメントによる組織体制の確立に関し、教職員の働き方改革の観点を鑑み、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより一層確保する観点から、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進することを指示しております。

2 ページ目をご覧ください。

1 ページ下方から続く「(3) 教職員のサービスの徹底」として、「④学校における働き方改革」で、「教員が心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるよう」という文言を加筆し、行うべき取組みとして括弧書きで5点例示しております。

2 ページ中央下から始まります、「2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり」においてです。

3 ページ目をご覧ください。

【重点指示事項】の「(1) 心の教育・人間関係づくり」の「②人権教育の推進」のところで、人権問題の領域を「女性、子ども、障害者、同和問題(部落差別)、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等様々な人権問題」と府の指導・助言事項と文言や順番を合わせて記載いたしました。「③キャリア教育の推進」については、夢や希望を育むというだけでなく、「児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう」とキャリア教育の方向性を

示しております。また、下方部の進路指導につきまして、進路等に関する書類の作成について、大阪府下の中学校で入学選抜に係る書類作成に誤りがあり、選抜に影響があった経緯がございました。その際の検証で、担当教員が個人で作業にあたっており、学校体制としてのチェック体制が確立されていなかったことから、本市におきましても、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うことを指示しております。

4 ページをご覧ください。

「⑤読書活動の推進」については、特に、学校図書館の3つのセンター機能を充実させ、資料や情報の利活用により、主体的・対話的で深い学びの実現をめざすためにも、「各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する等、主体的な学習活動を支援すること。」を加筆しております。

続きまして、「(2)安心して学べる学校園づくり」の「①生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み」においては、内容に大きな変更はなく、文章を整理して示しておりますとともに、成長を促す指導の推進を指示しております。「②いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み」のところでは、いじめの認知に関しまして「「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし(文部科学省)」であることを教職員が共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。」を加筆しております。また、近年増加傾向にあるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、情報モラル教育の一層の推進と、トラブル発生時の市教委との連携についても記載しております。

5 ページをご覧ください。

「③不登校への対応および取組みの推進」においては、昨年度の表記に膨らみを持たせ、学校がすべての児童・生徒にとって安心して過ごせる居場所であり、お互いの絆が感じられる活動の場となるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを指示しております。併せて、関係機関との連携を図り、教育相談体制を構築することを記載しております。「④児童虐待の防止に向けて」については、千葉県野田市で生じました児童虐待死を機に、より一層の関係機関との連携が求められています。通告の対象となった児童・生徒に係る情報提供につきましては、通告後も定期的に行うとともに、新たな兆候や状況の変化等を把握

したときは、速やかに情報提供や通告を行うことや、特に一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、些細な変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすることを指示しております。

「⑤危機管理体制の確立と防災教育の充実」では、（ア）自然災害に関すること、（イ）学校事故対応に関すること、（ウ）地域や登下校の防犯に関することの3つの項をおこしております。（ア）では、「大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。」を加筆しております。（イ）は新たに設けております。4月に発出予定の「大東市 学校事故対応指針」も参考にしながら、各校の危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うことを求めています。「児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提である」ことを全教職員で共有し、安全教育の充実及び安全点検の実施について、各校の「学校安全計画」に基づいて取組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童・生徒への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮することを指示しております。

6ページをご覧ください。

（ウ）では、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえた地域や通学路での安全確保について示しております。

次に、「3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境」では、より質の高い授業づくりをめざし、【重点指示事項】の「（1）自ら学び、学び合う力の育成」の「①学習指導要領の確実な実施」のところで、カリキュラム・マネジメントの実現を図ることを指示し、「②授業の質の向上のための組織的な取組みの推進」については、「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」を活用した、教員の確かな関わりによる

「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うことや、府教育委員会提供学習教材「ことばのちから」等を積極的に活用した言語能力の育成、また、「付けるべき力」を明確にした授業の実践について新たに指示しております。「③学習習慣の定着と学習意欲の向上のために」、また7ページの「⑤小中「連携から一貫」へ」では、若干の補足をしております。

同じく7ページをご覧ください。

「(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進」の「①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実」では、支援学級、通級指導教室の教育課程の編成の充実を求めているほか、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進するとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること」を指示しております。

「(3) 健やかな体を育むために」では、部活動について載せ、運動部活動、文化部活動ともに、「大東市中学校に係る運動部活動の方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことを指示しております。さらに、近年の異常な気象状況に鑑み、熱中症予防について記載をしております。「熱中症予防運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応することとしております。

以上、長くなりましたが、主な変更、追加をした点を中心に説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

前文のみ「ですます調」で、本文以降は「である調」となっていますが、どのような意図がありますか。

岡本指導監

前文につきましては、平成31年度より「ですます調」に変更いたしました。理由といたしまして、大阪府から各市町村へ出される指示事項の前文が「ですます調」であるため統一したもので、年度を総括するものとなっております。一方、本文以降は言葉のとおり指示事項として明確にするため「である調」としております。

水野委員

各学校園におかれましては、昨年度に出された指示事項をもとに学校運営に取り組まれたと考えますが、どの程度守られていたのか等を確認する機会や評価方法はどのようにされておられますか。

宮田課長

指示事項全般に渡っての評価は特には実施しておりませんが、各項目において、それぞれの指示事項を順守できているかの確認は実施しております。

水野委員

よくあることですが、スローガンに掲げたもののそれを総括せず、結局掲げた意味が無かったとなりがちなので、各学校園が守れているのか、それが10割なのか8割なのかという部分も含めて検証していただければと

思います。

田中委員

5ページの「⑤危機管理体制の確立と防災教育の充実」の(イ)に「大東市 学校事故対応指針」とございますが、来年度の4月に発出されるということでしょうか。

宮田課長

来年度の4月に発出を予定としております。

田中委員

その指針を参考にしながら、研修を実施されるということでしょうか。

宮田課長

今年度は大きな学校事故がございましたので、この指針を参考にしながら、各学校においてしっかりと研修を実施するよう指示してまいりたいと考えております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第6 教委議案第12号「大東市指定文化財の指定について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第12号「大東市指定文化財の指定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご審議頂きますのは、大東市平野屋1丁目315番2に所在する、平野屋新田会所の千石蔵跡、道具蔵跡、船着場跡の遺構が遺る大東市が所有しております、476.07㎡の土地を市の史跡に指定する件についてでございます。

江戸時代中期の宝永元年(西暦1704年)に行われた大和川付け替え工事に伴い、市域にあった深野池は新田開発がされ、新田が誕生しますが、平野屋新田会所は、その内の深野南、河内屋南新田の管理・運営するための施設です。

かつては東西約120m、南北60mの広大な敷地に主屋棟、座敷等、表長屋門裏長屋門、土蔵が遺り、現在国の史跡となっている東大阪市にある鴻池新田会所と同様の施設で、本市でも国史跡指定を目指していましたが、建物は宅地開発のため平成20年に取り壊されました。その後確認調査を実施し、千石蔵、道具蔵は土蔵基礎が良好に残り、また銭屋川に面する船着場跡は河川改修の影響が少なく、地下に階段が良好に残っていることがわかりました。各遺構の詳細は調書に記述し

てあるとおりです。

本市の礎を築いた深野池の新田開発の歴史を象徴する平野屋新田会所、その千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡は、往時の平野屋新田会所を偲ばせる貴重な遺跡であり、確認調査によって会所建物の基礎構造が明らかとなった稀有な遺構であることから、大東市文化財保護条例等の法令に合致する、市にとって重要な文化財として、同条例第36条第2項の規定に基づき、大東市文化財保護審議会へ指定の諮問を行い、審議の結果、指定すべき旨の答申がされましたので、同条例第36条第1項の規定に基づき、市指定史跡として指定を頂くために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第7 教委議案第13号「平成31年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

田川総括次長

教委議案第13号「平成31年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、その職務は、同法第17条に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどとなっております。

大東市社会教育委員に関する条例第3条で、任期は1年と定められ、本年3月31日に任期が満了するため、候補者名簿を提出し、委嘱についてご議決をお願いするものでございます。

議案の2枚目に平成31年度大東市社会教育委員候補者の名簿を掲載しております。8名の候補者は、各団体から推薦していただいております。8名のうち4名の方が留任で、新任の方は、一般社団法人大東青年会議所、大阪産業大学、大東市文化協会及び大東市公立中学校長会からの4名でございます。なお、大東市公立中学校長会につきましては、新年度の体制に

なってから、中学校長会よりお名前を挙げていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら  
お願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま  
す。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第8 教委議案第14号「平成30・31年度大東市スポーツ  
推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

中村課長

教委議案第14号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱  
について」の提案理由をご説明申し上げます。

去る平成30年3月の教育委員会定例会にてご同意を賜りました、平成  
30・31年度大東市スポーツ推進委員につきまして、随時募集を行って  
おりましたところ、飯島理氏より応募がございました。

飯島氏につきましては、自身の子どもが、本市のスポーツイベントに参  
加していたこともあり、今度は運営側で協力したいという思いを持ち、応  
募に至ったとのことでございます。

地域のために貢献したいという積極的な動機で応募しておりますことか  
ら、今後の本市におけるスポーツ振興を担う推進委員として適任であると  
判断し、ご提案させていただく次第であります。

何卒、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら  
お願いします。

太田委員

委嘱申込書を持参された際に面接を実施されるのでしょうか。

中村課長

面接は実施しておりませんが、持参の際には応募理由等からスポーツ推  
進委員に適しているか、また住所等に不備がないかを確認のうえ、申請を  
受理しております

亀岡教育長

スポーツ推進委員の定数と現在は何人いらっしゃいますか。

中村課長

スポーツ推進委員の定数は40名であり、現在は飯島氏を含めて26名  
いらっしゃいます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま

す。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第9 教委議案第15号「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

中村課長

教委議案第15号「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、現在、硬式野球を実施できる場所が、本市所管施設では、龍間運動広場と中垣内浜公園の2か所しかなく、練習場を充実させてほしいとの要望が強いことから、グラウンドの広さや夜間時間帯における照明の照度が適正であり、かつ、以前、新田中央公園の改修時に、代替場所として暫定的に硬式野球の練習使用を許可していた実績がある深野中学校グラウンドを新たな硬式野球の練習場所として認めるに当たり、本規則の一部を見直し、硬式野球を実施できる環境の拡大を図るものでございます。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容としましては、第11条から第16条までの条文を新たに追加し、第11条第2項において、これまでの順守事項に加え、より厳しい使用条件を定めて、適正な使用を強く促しております。

また、同項第4号において、誓約書の提出を義務付けて、順守事項の履行を確約させ、万一、違反が判明した場合は、最大半年間の使用禁止や予約済分の取消し措置を講じることとしております。

本規則の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

第10条第1項第1号に、使用上の順守事項として飲酒を禁止する旨が追加されていますが、具体的な事例が何かありましたか。

中村課長

具体的な事例はございませんが、この規則の改正を機に、新たに追加したものです。

太田委員

他では実際にあったと聞いているので、特に徹底していただければと思います。

田中委員  
中村課長  
亀岡教育長

中学生の地域の硬式野球チームも使用可能となるのでしょうか。

使用可能となります。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

・・・・・・・・日程第10 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市教育委員会事務局における標準職務遂行能力を定める要綱の一部を改正する要綱について

⇒「大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則」の制定に伴い、標準職務遂行能力を新たに規定する必要があることから、当該改正を行うもの。

②大東市教育連絡会設置要綱等の一部を改正する要綱について

⇒組織機構改革に伴い、教育委員会の諸要綱に係る関係部局等の名称等について改正する必要があることから、当該改正を行うもの。

③本市小中学校における携帯電話の取扱いについて

⇒大阪府教育庁において、防災・防犯の観点から、学校への持ち込み禁止を一部解除するという方針が出されたが、本市としては、登下校時の「歩きスマホ」、校内での使用やSNSの利用、紛失・破損など、児童・生徒への学校生活や学習面、携帯電話の管理面において多くの問題が生じることが想定されることから、現時点においては、学校への持ち込みは特段の事情を除き、原則禁止として取り扱う旨を報告。

意見・質問

・北河内7市の状況はどのようなものか。

⇒現状、把握する限りでは学校への持ち込みを許可する市はない。なお、北河内7市では、当市が最初に保護者宛ての文書を発出した。

・教育委員会から保護者宛てに文書を発出する際、学校現場と教育委員会の考えがズレていることが多々あるため、意思統一を図るよう努めてい

ただきたい。

④大東市立市民体育館における優先使用の基準等に関する要綱について

⇒市民体育館の大体育室及び小体育室の使用について、従来、大東市体育協会に加盟している団体等が一定ルールのもと優先使用していたが、加盟していない団体で、加盟している団体と同規模の大会を開催できる団体等が現れたことにより、本市スポーツの普及等から鑑み、当該団体等の優先使用は有益と判断し、優先使用を認めるにあたり取扱いを明確にする必要があることから、当該改正を行うもの。

.....

亀岡教育長

以上をもちまして、3月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成31年4月23日

亀岡教育長

太田委員